

令和 5 年 9 月 2 5 日 提出

唐津市議会定例会提出議案

議 案 目 次

議案第 103 号	令和 4 年度唐津市一般会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 104 号	令和 4 年度唐津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 105 号	令和 4 年度唐津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 106 号	令和 4 年度唐津市介護保険特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 107 号	令和 4 年度唐津市観光施設特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 108 号	令和 4 年度唐津市有線テレビ事業特別会計歳入歳出決算……………	(別冊)
議案第 109 号	令和 4 年度唐津市水道事業会計の利益処分及び決算……………	(別冊)
議案第 110 号	令和 4 年度唐津市工業用水道事業会計決算……………	(別冊)
議案第 111 号	令和 4 年度唐津市下水道事業会計決算……………	(別冊)
議案第 112 号	令和 4 年度唐津市市民病院きたはた事業会計決算……………	(別冊)
議案第 113 号	令和 4 年度唐津市モーターボート競走事業会計の利益処分 及び決算……………	(別冊)
報告第 16 号	令和 4 年度唐津市一般会計継続費精算報告について……………	1
報告第 17 号	令和 4 年度唐津市下水道事業会計継続費精算報告について……………	3
報告第 18 号	令和 4 年度唐津市健全化判断比率及び資金不足比率の報告 について……………	5
報告第 19 号	専決処分の報告について……………	7

報告第16号

令和4年度唐津市一般会計継続費精算報告について

唐津市一般会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市一般会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績					比 較					
				年割額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の差	左 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他		国県支出金	地方債	その他			国県支出金	地方債	その他		
10 教育費	2 小学校費	鏡山小学校 改築事業費	元	91,360,000		62,200,000	29,160,000		89,098,126		60,100,000	28,976,340	21,786	2,261,874		2,100,000	183,660	△ 21,786
			2	1,170,854,000	28,285,000	856,400,000	286,169,000		1,079,272,332	22,164,000	793,400,000	263,505,332	203,000	91,581,668	6,121,000	63,000,000	22,663,668	△ 203,000
			3	2,383,186,000	114,943,000	1,722,900,000	545,343,000		2,257,144,560	96,355,000	1,637,100,000	523,689,560		126,041,440	18,588,000	85,800,000	21,653,440	
			4	194,016,000	20,200,000	139,300,000	34,516,000		252,984,610	20,200,000	181,700,000	51,084,610		△ 58,968,610		△ 42,400,000	△ 16,568,610	
			計	3,839,416,000	163,428,000	2,780,800,000	895,188,000		3,678,499,628	138,719,000	2,672,300,000	867,255,842	224,786	160,916,372	24,709,000	108,500,000	27,932,158	△ 224,786
10 教育費	4 社会教育費	西唐津公民館 移転改築事業費	3	127,133,000		114,300,000	12,833,000		118,609,183		106,600,000	12,009,183		8,523,817		7,700,000	823,817	
			4	503,513,000		453,100,000	50,413,000		496,293,314		446,600,000	43,193,314	6,500,000	7,219,686		6,500,000	7,219,686	△ 6,500,000
			計	630,646,000		567,400,000	63,246,000		614,902,497		553,200,000	55,202,497	6,500,000	15,743,503		14,200,000	8,043,503	△ 6,500,000

報告第17号

令和4年度唐津市下水道事業会計継続費精算報告について

唐津市下水道事業会計継続費に係る継続年度が終了したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年9月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度 唐津市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				実 績				比 較			
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支払義務 発生額	左 の 財 源 内 訳			年割額と支払義務 発生額の差	左 の 財 源 内 訳		
					国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金		国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金
1 資本的支出	1 建設改良費	唐津市浄水センター 消化タンク機械設備 改 築 事 業	3	円 313,000,000	円 172,150,000	円 140,800,000	円 50,000	円 47,213,400	円 25,778,650	円 21,400,000	円 34,750	円 265,786,600	円 146,371,350	円 119,400,000	円 15,250
			4	円 590,000,000	円 324,500,000	円 265,500,000		円 815,186,600	円 442,869,350	円 372,200,000	円 117,250	円 △ 225,186,600	円 △ 118,369,350	円 △ 106,700,000	円 △ 117,250
			計	円 903,000,000	円 496,650,000	円 406,300,000	円 50,000	円 862,400,000	円 468,648,000	円 393,600,000	円 152,000	円 40,600,000	円 28,002,000	円 12,700,000	円 △ 102,000
		唐津市浄水センター 中央監視設備 改 築 事 業	3	円 24,139,000	円 13,276,000	円 10,800,000	円 63,000	円 21,725,000	円 11,948,750	円 9,700,000	円 76,250	円 2,414,000	円 1,327,250	円 1,100,000	円 △ 13,250
			4	円 332,690,000	円 182,979,000	円 149,700,000	円 11,000	円 282,975,000	円 155,581,250	円 127,200,000	円 193,750	円 49,715,000	円 27,397,750	円 22,500,000	円 △ 182,750
			計	円 356,829,000	円 196,255,000	円 160,500,000	円 74,000	円 304,700,000	円 167,530,000	円 136,900,000	円 270,000	円 52,129,000	円 28,725,000	円 23,600,000	円 △ 196,000

報告第18号

令和4年度唐津市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和5年9月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

令和4年度唐津市健全化判断比率

健全化判断比率名	比 率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.62 %	20.0 %
連結実質赤字比率	—	16.62 %	30.0 %
実質公債費比率	12.6 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	114.4 %	350.0 %	

※「—」は、当該比率が生じていない「黒字である」ことを表している。

令和4年度唐津市資金不足比率

特別会計名	資金不足比率	経営健全化基準
観光施設特別会計	—	20.0 %
水道事業会計	—	20.0 %
工業用水道事業会計	—	20.0 %
下水道事業会計	—	20.0 %
市民病院きたはた事業会計	—	20.0 %
モーターボート競走事業会計	—	0.0 %

※「—」は、当該比率が生じていない「資金不足でない」ことを表している。

報告第19号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年9月25日 提出

唐津市長 峰 達 郎

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（平成17年条例第9号）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年9月12日

唐津市長 峰 達 郎

1 事故の内容

県道上における消防総務課庁用車の普通自動車への接触による物損事故

2 事故発生年月日

令和5年6月26日

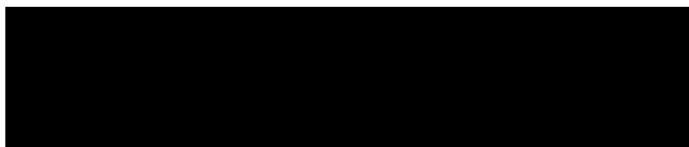
3 事故発生場所

佐賀県唐津市竹木場の県道33号唐津肥前線道路上

4 損害賠償の金額

金754,850円

5 損害賠償及び和解の相手方



6 和解の要旨

(1) 唐津市は、5の損害賠償及び和解の相手方に対し4の損害賠償の額を支払う。

(2) 今後本件に関しては、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを相互に確認する。